平成２２年（フ）第４４４２号
大阪市城東区成育１丁目４番５号　コーエーハイツ302
債務者　保田　弥里
1　決定年月日時　平成22年６月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月11日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第４４４３号
大阪市城東区成育１丁目４番５号　コーエーハイツ302
債務者　保田　弥希
1　決定年月日時　平成22年６月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月11日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第４４７１号
大阪市住吉区苅田１丁目12番14―203号
債務者　村井　昭代
1　決定年月日時　平成22年６月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月11日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第４４７６号
大阪市浪速区日本橋４丁目２番３―503号
債務者　板村　奈々（旧姓高橋）
1　決定年月日時　平成22年６月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月11日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第４５０９号
大阪市淀川区野中北２丁目９番９―806号
債務者　青山福江こと　姜　　福蓮
1　決定年月日時　平成22年６月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月11日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第４５２２号
大阪市西淀川区千舟２丁目７番28号　プラザロードⅡ503号室
債務者　村松　修二
1　決定年月日時　平成22年６月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月11日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第１６１号
長崎県長崎市高平町８番25号
債務者　坂上　幸雄
1　決定年月日時　平成22年６月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月11日まで　長崎地方裁判所民事部破産係

平成２２年（フ）第２０８号
長崎県長崎市江の浦町15番４号
債務者　家永　　伸
1　決定年月日時　平成22年６月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月11日まで　長崎地方裁判所民事部破産係

平成２２年（フ）第２３４号
長崎県長崎市伊良林１丁目７番４号
債務者　岩本奈都子
1　決定年月日時　平成22年６月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月11日まで　長崎地方裁判所民事部破産係

平成２２年（フ）第２５４号
長崎県長崎市出雲１丁目６番８号　リンゴ館Ⅱ205、旧住所長崎県長崎市毛井首町340番地
債務者　吉島　秀文
1　決定年月日時　平成22年６月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月11日まで　長崎地方裁判所民事部破産係

平成２２年（フ）第２６４号
長崎県長崎市三川町1317番地４　コーポ三川
債務者　松永　孝敏
1　決定年月日時　平成22年６月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月11日まで　長崎地方裁判所民事部破産係

平成２２年（フ）第２６６号
長崎県長崎市千歳町５番15―805号
債務者　小森　欣一
1　決定年月日時　平成22年６月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月11日まで　長崎地方裁判所民事部破産係

平成２２年（フ）第６２１号
札幌市白石区北郷３条７丁目３番15号　プリマベーラ北郷Ⅱ―101号
債務者　佐藤　孔美
1　決定年月日時　平成22年６月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月12日まで　札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第１０９２号
札幌市白石区菊水２条１丁目６番６―205号
債務者　山口　啓子（旧姓神谷）
1　決定年月日時　平成22年６月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月12日まで　札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第１１３８号
札幌市豊平区平岸４条16丁目８番11―305号
債務者　鈴木　貴久
1　決定年月日時　平成22年６月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月12日まで　札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第１３２６号
札幌市東区北38条東17丁目２番26号　ピースハイツⅠ―103号
債務者　柴田　　誠
1　決定年月日時　平成22年６月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月12日まで　札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第１３５２号
北海道江別市野幌代々木町21番地の９
債務者　吉村　里美
1　決定年月日時　平成22年６月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月12日まで　札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第１４４６号
札幌市東区伏古２条４丁目10番15号　札幌佐藤病院、住民票上の住所札幌市東区伏古２条５丁目３番６号　コーポ25．第３のぞみ201号
債務者　永根　敏明
1　決定年月日時　平成22年６月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月12日まで　札幌地方裁判所民事第４部